

## 質問への回答書（3月10日更新）※最終

「令和8年度中小企業等DX総合支援事業委託業務」への質問について以下の通り回答します。

番号	質問内容	回答内容	回答日
1	本事業の実施にあたり、事業全体の品質確保や専門性担保の観点から、外部の専門的知見を活用する場が生じた場合、当該知見活用に係る費用については、本事業費に含めることは可能でしょうか。	本事業費に含めることは可能です。仕様書の「再委託の制限及び範囲」において、本業務の円滑な実施のために必要と認められる場合は、県の事前承認を得た上で、業務の一部を再委託（外部専門家への発注等）することができることとしています。ただし、業務全体の進行管理や品質管理等の「主たる部分」については、受託者自らが実施する必要がありますのでご注意ください。	3月6日
2	本事業に関連して活用される外部リソースについて、本事業の範囲外において、支援対象事業者と直接の契約関係が生じる可能性がある場合でも、本事業としての公平性・中立性が確保されていれば、事業運営上、特段の支障はないと考えてよいでしょうか。あわせて、本事業に係る業務と、それ以外の業務とを明確に切り分けて整理することの考え方について、ご教示ください。	本事業の支援においては、DXコンサルタントが支援対象企業から直接、相談料や手数料その他名目を問わず金銭を徴収することは認めていません。また、公平性・中立性を確保する観点から、パートナー企業等を紹介する際に紹介料を受領するなど、自己または第三者の利益につながる行為は禁止します。さらに、本事業ではソリューション提供企業をパートナーとして登録する仕組みを設ける予定であり、特定の企業に偏ることなく、公平かつ公正な判断に基づき連携を行う必要があります。本事業として実施する支援活動については、本事業の目的及び仕様書に基づき、公平性・中立性を確保した形で実施する必要があります。 このため、本事業において実施する支援業務と、受託者が自社の業務として実施するコンサルティングやサービス提供等の業務については、明確に区分して整理することが求められます。具体的には、本事業の支援活動の中で特定の企業やサービスへ誘導する行為や、事業の支援を通じて受託者自身の営業活動につながる行為は認められません。また、本事業の枠外で企業との契約関係が生じる場合であっても、本事業で得た立場や情報を利用して利益誘導が行われることのないよう、十分に留意する必要があります。受託者においては、本事業として実施する業務とそれ以外の業務の範囲を明確に区分し、透明性及び公平性が確保されるよう適切に整理・運用を求めます。	3月6日
3	本事業に係る契約形態および支払い方法についてお伺いします。業務の性質上、年度内に複数の工程や成果物が想定される場合、工程ごと又は成果物ごとの分割検収・分割支払いといった整理は可能でしょうか。また、業務内容や契約形態によっては、定期的に発生する業務に係る費用について、一定の前払い等の整理が可能となるケースがあるかどうか、県としての基本的な考え方を教えてください。	原則として、支払いは「委託業務完了後に受託者からの請求に基づき行う」こととしています。ただし、事業の性質や規模、初期に必要な経費等を踏まえ、県が必要と認める場合には、協議の上で一定程度の前払金を支払うことができます。具体的な手法や金額については、受託者の実施体制や経費計画を踏まえ、契約締結時の協議により決定します。	3月6日
4	(1) 本事業において活用が想定されている「ONE OITA ( <a href="https://one-oita.jp/">https://one-oita.jp/</a> )」について、本事業における情報発信やプロモーションの観点から、県として期待されている役割や活用の狙いについて、改めてお伺いできればと考えております。当社としては、事業効果を最大化する観点から、事業内容や対象者に応じた情報発信の方法を検討したうえで、適切なプロモーション戦略を構築したいと考えております。そのため、ONE OITAを活用することが県として望ましい場合には、その意図を踏まえたうえで、どのような形での活用や役割分担を想定されているのか、 (2) また、Web制作や情報発信に係る委託・進め方に関する基本的な考え方があれば、ご教示いただけますと幸いです。	(1) 「ONE OITA」は、大分県におけるデータ経営支援や伴走支援事例の蓄積・発信を行うために構築したサイトです。本事業では、これまで蓄積された事例や情報資産を有効に活用することを想定しています。また、県としては、本事業で得られた支援事例や成果について、県内中小企業への横展開につながる形で情報発信されることを期待しています。活用の考え方としては、原則として既存サイトの活用を検討し、既存サイトを改修して使用することを推奨します。ただし、運用上の理由等により既存サイトの活用が困難な場合は、新規構築も差し支えありません。その場合は、既存サイトとの連携（相互リンクや導線設計等）を行うとともに、一定期間は並行運用を行い、情報の引継ぎが図られるよう対応してください。また、新規に構築したサイトについても、事業終了後に県へ引き継ぐことができるよう対応をお願いします。 (2) Web制作や情報発信に係る業務については、必要に応じて専門事業者へ委託することも可能です。ただし、具体的な進め方や広報手法については、県と協議の上で決定することとします。	3月6日
5	<3月6日の県回答を踏まえての質問> 本事業の実施にあたり、「ONE OITA」の機能改修やカスタマイズ等が必要となる場合、その費用は本事業の委託費の中で対応する想定でしょうか。それとも、県側にて別途ご負担・ご対応いただく想定でしょうか。もしくは、それ以外のお考えがありますでしょうか？	「ONE OITA」の機能改修やカスタマイズ等に係る費用については、本事業の委託予算限度額（70,122,800円）の範囲内で提案してください。県において別途予算を確保し、負担する予定はありません。	3月10日
6	また、上記（質問5）のような改修・カスタマイズを行う場合、その実施事業者については、県指定の事業者や既存の運営事業者等に限定される想定でしょうか？ それとも、本事業の受託事業者において、内容に応じた体制・事業者を一任される想定でしょうか？	「ONE OITA」については、現行の委託期間が令和8年3月末で終了する予定です。本事業の受託事業者には、事業開始時に県から当該サイト資産を引き継いだうえで業務を実施していただくこととなります。改修等を実施する事業者については、県が指定する事業者や既存の運営事業者に限定するものではありません。受託事業者において、提案内容に基づき適切な実施体制を構築してください。なお、サイトの運用・改修等に必要な情報やデータの引き継ぎにあたって、既存事業者への確認や調整が必要となる場合には、県が間に入り対応します	3月10日